

令和6年度農業経営改善コンサルタント 名簿〔活動要領〕

令和6年6月

一般社団法人秋田県農業会議
秋田県農業再生協議会

農業経営の更なる発展に向けて支援します！

一般社団法人秋田県農業会議及び秋田県農業再生協議会では、担い手の確保・育成対策の一環として、意欲ある多様な担い手の農業経営を支援するため、経営管理や税務・会計処理、労務管理、会社設立支援などに精通した専門家の方々を農業経営改善コンサルタントとして委嘱し、相談活動や研修会の講師として派遣しております。

認定農業者、農業法人、集落営農組織等の担い手をはじめ、担い手を指導・支援する県や市町村、農業再生協議会等の担当者の方々におかれましては、ご自身（自社）の経営発展や支援する担い手の経営改善に向け、農業経営改善コンサルタントをご活用いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和 6 年 6 月

一般社団法人秋田県農業会議

秋田県農業再生協議会

も く じ

	ページ
1. コンサルタント一覧	1
2. コンサルタントのプロフィール	2
3. コンサルタント活動要領	15

令和6年度農業経営改善コンサルタント一覧

(一社)秋田県農業会議
秋田県農業再生協議会

	資格・分野等	氏名	市町村	事業所名
1	税理士	蒔苗 誠	大館市	税理士法人清和
2	税理士	佐藤 英夫	大館市	税理士法人清和
3	税理士	齋藤 登則	秋田市	齋藤登則税理士事務所
4	税理士	田口 則雄	由利本荘市	税理士法人本荘税経
5	税理士	宮原 和恵	大仙市	宮原和恵税理士事務所
6	税理士	鈴木 典男	大仙市	税理士法人日本未来経営
7	税理士	阿部 誠一	湯沢市	阿部誠一税理士事務所
8	社会保険労務士・ 行政書士	関 徹 彌	秋田市	関社会保険労務士・行政書士事務所
9	社会保険労務士	高橋 龍悦	大仙市	高橋龍悦事務所
10	中小企業診断士	佐藤 善友	秋田市	有限会社ジー・エフ・シー
11	司法書士	石井 久	秋田市	石井久司法書士事務所
12	学識者 (組織会計)	秋本 良勝	大館市	税理士法人清和
13	中小企業診断士	小笠原 浩之	秋田市	中小企業診断士小笠原浩之事務所

【事務局】 一般社団法人秋田県農業会議 担い手・経営対策部
〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎5F
TEL:018-823-2785 FAX:018-823-7361

税 務



氏 名 ^{まき} 時 ^{なえ} 苗 ^{まこと} 誠
税理士法人 清和 顧問

住 所 〒017-0863 大館市根下戸町 2-1
税理士法人 清和

☎0186-43-4554 fax0186-42-9558

E-mail mr-maki@rmail.plala.or.jp

所 属 東北税理士会大館支部

経 歴

昭和 41 年 3 月 秋田県立大館鳳鳴高等学校 卒業
昭和 45 年 3 月 慶應義塾大学商学部 卒業
昭和 45 年 4 月 出口敏正税務会計事務所（東京都） 勤務
昭和 50 年 5 月 堀井会計事務所（秋田市） 勤務
昭和 52 年 7 月 税理士事務所開設（大館市）
平成 14 年 7 月 税理士法人 清和 設立 代表社員
令和 3 年 8 月 税理士法人 清和 顧問

—社会における活動等—

平成 5 年 8 月 秋田県農業会議農業生産法人育成コンサルタント
平成 5 年 12 月 社会福祉法人大館感恩講監事

指導内容

- 税務会計
- 管理会計
- 原価計算

コンサルタントのプロフィール

税 務



氏 名 佐 藤 英 夫
税理士法人 清和 代表社員

住 所 〒017-0863 大館市根下戸町 2-1
税理士法人 清和

☎0186-42-3382 fax0186-43-5833
E-mail seiwa-s@rmail.plala.or.jp

所 属 東北税理士会大館支部

経 歴

昭和 55 年 3 月	専修大学商学部会計学科 卒業
平成 元 年	税理士試験 合格
平成 2 年 3 月	税理士事務所開業
平成 14 年 8 月	税理士法人 清和 設立
平成 28 年 4 月 ～令和 3 年 3 月	大館市監査委員

指導内容

○ 税務

コンサルタントのプロフィール

税 務



氏 名 さいとう たかのり
齋藤登則
齋藤登則税理士事務所 所長

住 所 〒010-0965 秋田市八橋新川向 10-11

☎018-866-3277 fax018-823-5063

E-mail t-saito@tkcnf.or.jp

URL <http://www.tkcfn.com./tax-saito>

所 属 東北税理士会秋田南支部

経 歴

昭和 56 年	秋田県立横手高等学校 卒業
昭和 61 年	明治大学商学部商学科 卒業
昭和 62 年	税理士試験合格
昭和 63 年	加藤法律会計事務所 入所
平成 2 年	税理士登録
平成 4 年	加藤法律会計事務所 退所
平成 4 年	齋藤登則税理士事務所 開設

指導内容

○ 税務会計

コンサルタントのプロフィール

税 務



氏 名 た ぐち のり お
田 口 則 雄
税理士法人本荘税経 代表社員

住 所 〒018-0129 にかほ市象潟町字才ノ神 18-3

☎0184-43-2551 fax0184-44-8284
E-mail zeikeihonjou@thieia.ocn.ne.jp

所 属 東北税理士会本荘支部

経 歴

昭和 44 年 3 月	秋田県立本荘高等学校普通科 卒業
昭和 44 年 4 月	東京国税局管内税務署に勤務
～昭和 49 年 3 月	
昭和 49 年 4 月	仙台国税局管内税務署に勤務
～平成 11 年 7 月	
平成 11 年 7 月	秋田南税務署個人課税第 1 部門統括官
～平成 12 年 7 月	
平成 12 年 9 月	税理士開業
平成 14 年 10 月	税理士法人 本荘税経設立 社員税理士として

指導内容

- 税務会計

税 務



氏 名 みや はら かず え
宮 原 和 恵
宮原和恵税理士事務所 所長

住 所 〒019-1701 大仙市神宮寺字家後 18-2

☎0187-72-3751 fax0187-72-3752
E-mail zeiri@js6.so-net.ne.jp

所 属 東北税理士会大曲支部

経 歴

昭 和 58年 秋田県立横手高等学校 卒業
昭 和 62年 東北大学経済学部経済学科 卒業
有限会社共和税経総合事務所 勤務
平 成 7年 税理士登録
宮原和恵税理士事務所開設

指導内容

○ 税務会計

税務・労務



氏 名 ^{すず} 鈴 ^き 木 ^{のり} 典 ^お 男
税理士法人 日本未来経営 代表社員

住 所 〒014-0046 大仙市大曲田町 413 番

☎0187-63-2959 fax0187-63-2991

E-mail norio@suzuki-tax.jp

URL www.suzuki-tax.jp

所 属 TKC

経 歴

昭和 59 年

平成 11 年

平成 20 年

平成 27 年

国税局、税務署勤務を経て

税理士、行政書士事務所 開業

(株)鈴木総合経営 設立 代表取締役

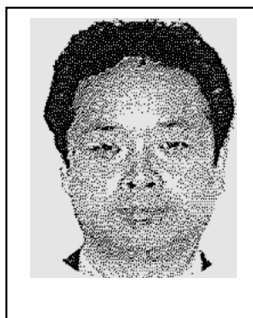
社会保険労務士 登録

税理士法人 日本未来経営 設立

指導内容

- 中小企業の経営改善
- 病・医院から個人までの資産運用
- 相続・事業承継対策
- 税務対策等あらゆる相談に対応
- 農業所得者の経営改善指導
- 農業法人の運営指導

税 務



氏 名 あ べ せい いち
阿 部 誠 一
阿部誠一税理士事務所 所長

住 所 〒012-0826 湯沢市柳町 2-4-3

☎0183-72-2680 fax0183-72-3883

所 属 東北税理士会湯沢支部

経 歴

秋田県立湯沢高等学校 卒業

法政大学経営学部 卒業

小清水税理士事務所勤務を経て

平成 11 年 9 月 阿部誠一税理士事務所を開く

—社会における活動—

- ・秋田地方裁判所 司法委員
- ・湯沢簡易裁判所 民事調停委員
- ・商工調停士
- ・東北税理士湯沢支部

指導内容

- 税 務 会 計
- 事業承継コンサルタント
- 管 理 会 計

コンサルタントのプロフィール

労 務



氏 名 関 徹 彌
関社会保険労務士・行政書士事務所 代表

住 所 〒010-0845 秋田市手形山南町 10-21

☎018-835-0145 fax018-835-0147

E-mail tet-seki@cna.ne.jp

URL <http://www.cna.ne.jp/~tet-seki>

所 属 秋田県社会保険労務士会中央支部
秋田県行政書士会秋田支部

経 歴

昭和 37 年 秋田県立秋田高等学校 卒業
秋田社会保険出張所採用
昭和 58 年 社会保険労務士試験合格
平成 12 年 秋田県国民年金課 退職
行政書士資格取得
関社会保険労務士・行政書士事務所 開設

指導内容

- 労働保険・社会保険の加入手続き
- 農業法人設立
- 社会保険・労働保険・年金制度等の制度解説
- 各種助成金請求手続き

コンサルタントのプロフィール

労 務



氏 名 たか はし りゅう えつ
高橋龍悦
高橋龍悦事務所 所長

住 所 〒014-0032 大仙市東川字佐戸 40-3

☎0187-62-3134 fax0187-62-5828

所 属 秋田県社会保険労務士会会員

経 歴

昭和 45 年 8 月 社会保険労務士 資格取得
昭和 46 年 3 月 秋田経済大学 卒業
昭和 54 年 4 月 山田社会保険労務士事務所 開設
平成 3 年 3 月 人事労務相談専門 有限会社ベストビジネス 設立
平成 18 年 8 月 高橋龍悦事務所に社名変更
平成 21 年 8 月 現在 高橋龍悦事務所代表
(有)ベストビジネス代表取締役

指導内容

- 労働基準法
- 雇用保険法
- 健保厚生年金法
- 人事、労務相談

コンサルタントのプロフィール

経 営



氏 名 佐 藤 善 友
有限会社ジー・エフ・シー 代表取締役

住 所 〒010-0904 秋田市保戸野原の町 8-14
レジデンス最上 105

☎018-896-7429 fax018-896-7847

E-mail gfc@gfcweb.info

URL <http://www.gfcweb.info/>

所 属

経 歴

(財)あきた産業振興機構（現：(財)あきた企業活性化センター）を経て
2001年有限会社ジー・エフ・シーを設立。

主に中堅・中小企業約1,000社以上に対して経営戦略立案、ビジネスプラン作成、
情報システム構築等のコンサルティング実績を持つ。

中小企業診断士。

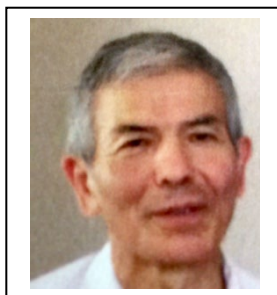
(独)中小企業基盤整備機構東北本部中小企業アドバイザー（経営支援）、秋田大学
工学資源学部非常勤講師、秋田商工会議所商工調停士等を務める。

指導内容

- 直売所の販売アップのヒントを探そう！
- 経営戦略とは何か、なぜ必要なのか？－戦略構築のための基礎講座－
- 経営戦略の意義
- マーケティングの基本とビジネスプラン
- 今こそチャンス！アグリビジネス
- 組織強化をとおした質の高い直売所づくり

— コンサルタントのプロフィール —

登 記



氏 名 いし い ひさし
石 井 久

住 所 〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目 12 番 3 号

☎018-847-0654 fax018-847-0651

E-mail nqg33195@nifty.com

所 属 秋田県司法書士会秋田支部

経 歴

昭和 52 年 3 月

中央大学卒業

昭和 61 年 7 月

司法書士業務開始

指導内容

- 登記手続

コンサルタントのプロフィール

税 務



氏 名 あきもと よし かつ
秋 本 良 勝
税理士法人 清和 業務指導室室長

住 所 〒017-0863 大館市根下戸町 2-1

☎0186-43-4554 fax0186-42-9558

所 属

経 歴

昭和 53 年 3 月	秋田県立大館商業高等学校	卒業
昭和 53 年 4 月	蒔苗誠税理士事務所	勤務
平成 14 年 7 月	税理士法人 清和	勤務 業務指導室室長

指導内容

- 集落営農会計・経理処理

経営・労務



氏 名 おがさわら ひろ ゆき
小笠原 浩 之

中小企業診断士 小笠原浩之事務所 代表

住 所 〒 010-0951 秋田市山王 5-9-9
(アスキスビル 2F)

☎018-865-6068 fax018-823-1758

E-mail jzp04430@orange.plala.or.jp

所 属 一般社団法人 秋田県中小企業診断協会

経 歴

平成 9 年 1 月 社会保険労務士 登録

平成 15 年 1 月 行政書士 登録

平成 23 年 10 月 中小企業診断士 登録

指導内容

- 事業計画策定に関する支援
- 経営改善計画策定・実行に関する支援
- 経営力強化のための労務管理制度構築に関する支援
- 超高齢社会における高年齢者雇用のための技術的支援

令和6年度農業経営改善コンサルタント活動要領

令和6年6月
(一社)秋田県農業会議
秋田県農業再生協議会

第1 趣旨

農業を取り巻く情勢は気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化や、食料需要の拡大に伴う調達競争の激化、ウクライナ情勢の長期化に加え、長引く円安により、輸入する食品原材料や生産資材の価格が高騰するなど急激に変化している。

こうした中、本県では、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」、「AI等を駆使したスマート農業」等を推進し、次世代型の農林水産業を推進する方針としている。

一方、本県農業者は、自らの経営判断による需要に応じた米の生産・販売や産地間競争へ対応が必要となっているほか、地域農業の担い手となる認定農業者や農業法人等は、労働力の確保など多くの課題を抱えており、こうした経営や労務管理等に関して専門的な立場からの支援が必要である。

このため、農業者及び農業者の経営改善・発展に向け取り組んでいる県や市町村・地域農業再生協議会等（以下「実施主体等」）の活動を支援するため、『農業経営改善コンサルタント（以下「コンサルタント」）』を設置し、専門家の派遣を実施する。

第2 コンサルタントの設置

認定農業者や農業法人等地域の担い手が抱える課題等を考慮し、専門的知識を有する者を『コンサルタント』として委嘱し、実施主体等へ派遣する。

- ◇ 税理士
- ◇ 社会保険労務士
- ◇ 中小企業診断士
- ◇ 司法書士
- ◇ その他農業経営に関する専門的知識を有する者

第3 コンサルタントの委嘱

コンサルタントの委嘱は、秋田県農業再生協議会の構成員である一般社団法人秋田県農業会議が行う。

第4 業務の内容

1. 実施主体等の主催する研修会での指導・相談
2. 担い手の経営改善（税務・経営分析）に関する指導
3. 担い手の労務管理（労働法規・雇用）に関する指導
4. 会社設立（登記手続き）に関する指導

第5 派遣費用

1. コンサルタントの派遣費用は、実施主体等が負担するものとする。
2. 派遣費用は、次の区分に応じて負担するが、これ以外の費用については負担しない。
 - (1) 謝金
 - ①経営改善・経営継承指導（相談含む） 30,000円（税込）
 - ②研修会での講演（講演時間120分まで）30,000円（税込）
 - ③研修会での講演（講演時間120分以上）50,000円（税込）
 - (2) 旅費
コンサルタントの所在地から派遣依頼場所まで、実施主体等の旅費規程に基づき支給する。

第6 派遣手続等

1. 実施主体等は、支援が必要な者（認定農業者、農業法人、集落営農組織など）がいる場合は、コンサルタントへ連絡し日時や場所、内容等について派遣調整を行う。
2. 実施主体等は、コンサルタントとの調整が完了した後、実施日の1週間前までに別紙様式1「農業経営改善コンサルタント派遣申込書」を農業会議に提出する。
3. 実施主体等は、事業実施後1週間以内に、別紙様式2「農業経営改善コンサルタント派遣実施報告書」を農業会議に提出し、活動内容を報告する。
※ 当日使用した資料がある場合には添付すること。
4. 実施主体等は、第5に基づき派遣費用をコンサルタントに支払うものとする。

提出日：令和 年 月 日

農業経営改善コンサルタント派遣申込書

一般社団法人秋田県農業会議 御中

(実施主体名、派遣依頼主体名等)

農業経営改善コンサルタントとの派遣調整が完了したので、次のとおり申込書を提出します。

1. 日時・場所

① 日時：令和__年__月__日() __ : __ ~ __ : __

② 場所：(名称) _____
(派遣先住所) _____

2. 相談の内容、研修会の名称等(以下の該当するものを○で囲む)

経理(税務等)研修、労務管理研修、マーケティング研修、経営分析・診断、法人設立、その他 _____)

研修会の場合：名称 _____

3. 参集者(又は対象者)並びに出席予定人員

① 参集者： _____

② 予定人員： _____人

4. 依頼内容

① 依頼時間 _____ : _____ ~ _____ : _____ (_____ 分間)

② コンサルタント名： _____

③ 依頼内容 _____

5. 実施主体等の担当者

① 所属名： _____

② 職名： _____

③ 氏名： _____

④ 連絡先：TEL _____

※実施日の1週間前までに農業会議に提出

農業経営改善コンサルタント派遣実施報告書

一般社団法人秋田県農業会議 御中

(実施主体名、派遣依頼主体名等)

農業経営改善コンサルタントの派遣を受け、相談活動等を実施したので次の通り報告します。

1. 依頼時間
令和____年____月____日(____) ____:____ ~ ____:____ (____分間)
2. 依頼場所
(名称) _____
(派遣先住所) _____
3. コンサルタント名 _____
4. 当日出席者
人数：_____人 出席者名：_____
5. 相談内容、講演内容等

6. 今後の課題等

7. 実施主体等の担当者
所属名：_____ 職 名：_____
氏 名：_____ 連絡先：TEL _____

※1 実施後1週間以内に農業会議に提出

※2 当日使用した資料や相談内容等を整理した資料がある場合には添付すること。

【派遣手続きフロー】

① 実施主体等がコンサルタントに連絡し、派遣を希望する日時や場所、内容についての調整を行う。



② 実施主体は、コンサルタントとの派遣調整が完了後、実施日の1週間前までに別紙様式1「農業経営改善コンサルタント派遣申込書」を農業会議に提出する。



③ 実施主体等は、実施後1週間以内に、別紙様式2「農業経営改善コンサルタント派遣実施報告書」を農業会議に提出し、活動内容を報告する。
※ 当日使用した資料がある場合には添付する。



④ 実施主体等は、令和6年度農業経営改善コンサルタント活動要領第5に基づき派遣費用をコンサルタントに支払う。